



報道関係者 各位

平成28年9月23日(金曜日)

【照会先】

埼玉労働局総務部

総務調整官 新井 孝男

電 話 048-600-6200 (内115)

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 野中 信孝

室長補佐 角入 則夫

電 話 048-600-6205 (内 216)

埼玉県最低賃金の改定に伴う周知について

— 最低賃金額（845円）、街頭で広報活動を実施します —

埼玉労働局（局長 田畑 一雄）は、本年10月1日より発効される最低賃金改定に伴う周知を行うため、労働者団体と使用者団体とともに大宮駅前において最低賃金改定の周知活動を実施します。

【大宮駅前早朝周知活動について】

- 1 日 時 平成28年9月30日(金) 午前8時30分～9時00分
- 2 場 所 JR大宮駅西口ペDESTリアンデッキ出入口付近
(所在地) さいたま市大宮区錦町
- 3 主 催 厚生労働省埼玉労働局
共 催 日本労働組合総連合会埼玉県連合会
一般社団法人埼玉県経営者協会
- 4 出席者 埼玉労働局 田畑 一雄局長ほか
連合埼玉 小林 直哉会長ほか
埼玉県経営者協会 根岸 茂文専務理事ほか
- 5 内 容
(1) 埼玉県最低賃金が10月1日から時間額845円に改定されるのに併せ、大宮駅前において公労使の代表が、直接埼玉県最低賃金の改定を呼びかけます。

- (2) 埼玉県最低賃金改定のリーフレット等を配布します。
- (3) 業務改善助成金及びキャリアアップ助成金制度についても併せて周知します。

6 その他

(1) 取材について

大宮駅前早朝周知活動当日の取材を対応いたします。

- (2) 大宮駅前早朝周知活動以外の改定最低賃金周知活動については、埼玉県、県内市町村、労働組合、経営者団体等に対し、リーフレット・ポスターを送付し周知依頼をする予定としています。

必ずチェック！最低賃金 埼玉県最低賃金（時間額）

845円

平成28年10月1日から

アルバイト・臨時も県内で働くすべての人に適用

埼玉県の地域別最低賃金（時間額）は、平成28年10月1日（土曜日）より、これまでの820円から25円アップして時間額845円となります。

なお、埼玉県における6つの特定（産業別）最低賃金のうち、埼玉県各種商品小売業最低賃金（百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。）は、平成27年12月1日から時間額834円ですが、埼玉県最低賃金と競合することにより、平成28年10月1日以降、新たな埼玉県各種商品小売業の特定（産業別）最低賃金が発効するまでの間は、時間額845円の埼玉県最低賃金が適用されることとなります。（最低賃金法第6条）

特定（産業別）最低賃金についても、埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会に対して平成28年8月2日に改定諮問を行い、同審議会において審議が進められています。各種商品小売業以外の5つの埼玉県特定（産業別）最低賃金の時間額、発効日等は埼玉労働局ホームページを参照いただくようお願い致します。

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業の活用を！

「業務改善助成金」・「キャリアアップ助成金」が拡充されます。

リーフレット「業務改善助成金の拡充のご案内」・「非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充～キャリアアップ助成金を拡充します～」を埼玉労働局ホームページに掲載しておりますので、「最低賃金ワン・ストップ無料相談」とともに、ご活用をお願い致します。

《お問い合わせ先》

- * 最低賃金に関しては、埼玉労働局賃金室（☎048-600-6205）
- * 「業務改善助成金」及び「最低賃金ワン・ストップ無料相談」は、埼玉労働局雇用環境・均等室（☎048-600-6210）、埼玉県最低賃金総合相談支援センター（☎0120-310-394）
- * 「キャリアアップ助成金」は、埼玉労働局職業対策課（☎048-600-6209）、最寄りのハローワーク